

# 労働保険料

## 3期分納付のお知らせ

労働保険料を3回に分けて納付申請されている事業場に対し、1月中旬に納付書を送付いたします。

納付期限は**1月31日**となっております。

なお、口座振替の手続をされている事業場については、振替日の約2週間前に振替納付額等のお知らせをいたします。

口座振替日は**2月14日**となります。

残高にご注意ください。

### 労働保険の納付は、ゆとりの口座振替で！

口座振替納付とは、口座振替の納付日にあらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし納付する制度です。

納付書による納付期限より口座振替の場合は日数にゆとりがあり、納め忘れる心配もありません。（今回の場合は2週間のゆとりがあります）

※口座振替をご希望の場合、申し込みが必要となります。

～お問い合わせは～

厚生労働省 佐賀労働局 労働保険徴収室 へ

0952 (32) 7168

